

教育委員会 4 月定例会

教育長報告（1）

臨時代理の報告について（教育委員会事務局職員の処分について）

藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第 3 条第 1 項の規定により、次のとおり臨時に代理したので、同条第 2 項の規定により報告する。

2014 年（平成 26 年）4 月 10 日提出

藤沢市教育委員会

教育長 吉 田 早 苗

臨 時 代 理 書

緊急やむを得ない事情があるので、藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第 3 条第 1 項の規定により、教育委員会事務局職員の処分について、次のとおり臨時に代理する。

2014 年（平成 26 年）3 月 28 日提出

藤沢市教育委員会

教育長 吉 田 早 苗

提出する議案

別紙のとおり

参 考

藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則

(教育長の臨時代理)

第3条 教育長は、前条各号（次条各号に規定する事項を除く。）に掲げる事項の処理について、緊急やむを得ない事情があるとき、又はあらかじめ教育委員会の指示を受けたときは、これを臨時に代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により臨時に代理した場合において、当該代理に係る理由が緊急やむを得ない事情によるものであるときは、次の教育委員会の会議に報告しなければならない。

教育委員会事務局職員の処分について
事務局職員の処分について、次のとおり決定する。

2014年（平成26年）3月28日提出

藤沢市教育委員会

教育長 吉田早苗

処分

別紙のとおり

提案理由

この議案を提出したのは、教育委員会事務局職員の処分について、決定する必要がある。